平成２４年（フ）第１６４号
兵庫県姫路市平野町41番地
債務者　安永　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７３号
兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目95番地　パレス上野田206
債務者　丸石　健一
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４号
兵庫県たつの市御津町中島886番地25
債務者　田中　將晴
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第８８号
長崎県長崎市馬町58番地　ビバシティ諏訪神社通301号
債務者　石本　一正
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
北海道小樽市桜１丁目29番22号、前住所北海道小樽市桜５丁目11番25号
債務者　福田美代子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１０８号
青森県東津軽郡平内町大字松野木字一本木１番地１
債務者　八戸絵里香
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
青森市大字荒川字柴田286番地３　コーポシャルマン202号
債務者　清水　礼子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４１号
仙台市太白区向山１丁目３番50―107号
債務者　菅　　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
仙台市太白区茂庭台１丁目17番13号
債務者　高橋るみ子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
秋田市港北松野町９番26号
債務者　三浦　邦彦
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２号
秋田市保戸野桜町20番47号
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
秋田県秋田市旭南２丁目１番14号　アーバンライフＫ＆Ｋ106
債務者　池田ひろ子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
茨城県神栖市神栖１丁目６番26号鹿島ダルク
債務者　木之下義隆
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１５号
茨城県潮来市日の出１丁目17番地５　県営浪逆第２アパート１―204
債務者　大川　興一
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６３号
茨城県筑西市森添島1827番地２
債務者　國府田　勉
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６４号
茨城県筑西市蕨314番地５　グランヴェール106、前住所埼玉県三郷市さつき平２丁目３番１―909号
債務者　林　　輝富（旧姓熊川）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６５号
茨城県常総市大輪町1643番地
債務者　古谷　昌己
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７８号
茨城県古河市山田186番地24
債務者　大貫　暁美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部